

食品衛生法施行条例の一部改正に関するご意見募集

食品衛生法施行条例に関する皆様のご意見をお聞かせください。

1. 趣旨

これまで、島根県においては、フグの衛生確保に関する取扱要領（昭和 60 年 3 月 19 日付け菓第 555 号。以下「取扱要領」という。）に基づき、ふぐ処理者講習会を受講した者、又は他の都道府県等の条例等の規定に基づく資格を有する者がふぐ処理を行うよう指導してきました。平成 30 年 6 月の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の改正により、令和 3 年 6 月 1 日から、厚生労働省令の規定に基づき、都道府県知事等が認めるふぐ処理者を設置することが規定されました。これに伴い、厚生労働省から、ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資することを目的として、ふぐ処理者を認定する際の認定基準が示され、ふぐ処理者の認定の際に必要な知識及び技術は、試験により確認することとされました。

併せて、ふぐ処理者の認定に関する指針が示され、ふぐ処理者の認定の取消し及び停止の規定が設けられました。

これを受け、島根県においても食品衛生法施行条例（平成 11 年島根県条例第 51 号）の見直しを進めており、広く県民の皆様からのご意見を募集することとしました。

2. 改正概要

(1) ふぐ処理者試験の創設について

ふぐ処理者に必要な知識及び技術を確認するための試験制度を新たに設けます。

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日付け生食発 1031 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に定められる、認定基準を踏まえた試験科目（水産食品の衛生に関する知識（学科）、ふぐに関する一般知識（学科）及びふぐの処理（実技））に基づく試験を行います。

(2) ふぐ処理者の免許について

ふぐ処理者試験に合格した者、他の都道府県等において（厚生労働省の定める認定基準を満たす）ふぐ処理者の免許を受けた者及び既存ふぐ処理者認定講習会を受講修了した者に対し、ふぐ処理者の免許を申請に基づき与えます。

(3) ふぐ処理者の免許の取消しについて

厚生労働省が定めるふぐ処理者の認定に関する指針のとおりとします。

ふぐ処理者の認定の取消しについては、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和 2 年 5 月 1 日付け生食発 0501 第 10 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により規定されており、「不正な手段で認定を受けたとき」、「ふぐ処理にあたっての遵守事項を怠ったとき」、「ふぐ処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき」に該当する場合は対象となります。

(4) 公表について

ふぐ処理者の免許の取消し処分を受けた者に対し、ふぐ処理者の免許の返納規定を設けます。

また、ふぐ処理者の免許の返納が期限内に行われない場合は、ふぐ処理者の免許を取り消した旨を公表する規定を設けます。

(5) 欠格事由について

ふぐ処理者の免許を取消された者に対し、ふぐ処理者の免許を与えない期間（当該取消の日から1年間）の規定を設けます。

(6) ふぐ処理者の届出について

ふぐ処理を行う施設において、食品衛生法の規定に基づく営業許可の申請を行う場合、ふぐ処理者の届出が必要となる旨の規定を設けます。

(7) 経過措置について

次のア又はイに掲げる者に対し、経過措置期間（令和3年6月1日から3年間）を与え、経過措置期間中は、引き続き県内であればふぐ処理が行える旨の規定を設けます。また、(3)に該当した場合はふぐ処理を認めない規定を設けます。

ア 取扱要領第6の規定に基づくふぐ処理者講習会を受講した者

イ 取扱要領第4の規定に基づく届出のあったふぐ処理者のうち、他の都道府県等のふぐ処理者講習会を受講した者又は（厚生労働省の定める認定基準を満たさない）ふぐ処理者の免許を受けた者

(8) その他規定の整理

※ この条例は、松江市域を除く島根県内に適用されます。

【参 考】

・フグの衛生確保について

(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知)（最終改正：令和2年10月12日生食発1012第4号通知）

・フグの衛生確保に関する取扱要領

(昭和60年3月19日付け薬第555号)

・ふぐ処理者の認定基準について

(令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

・ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について

(令和2年5月1日付け生食発0501第10号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

3. 施行期日等の予定

令和3年3月公布、令和3年6月1日施行予定

4. 募集期間

令和2年12月10日（木）から令和3年1月9日（土）まで

5. 公開資料閲覧場所

(1) 県のホームページ

「食品衛生法施行条例の一部改正に対する意見の募集について」

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/eisei/topix/shokuhin_jyourei_kaisei_fugu_ikenboshuu.html

- (2) 県庁薬事衛生課及び最寄りの保健所
- (3) 県政情報センター及び各地区県政情報コーナー

6. ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により、ご提出ください。

なお、電話によるご意見は受付できませんのでご了承ください。

意見書の様式は特に定めませんが、できるだけ下記事項を記載のうえ、お寄せください。

①住所 ②氏名または団体名

1) 郵送の場合 〒690-8501 松江市殿町1 県庁薬事衛生課 へて

※郵送の場合は、令和3年1月9日消印分までとさせていただきます。

2) F A X の場合 0852-22-6041

3) メールの場合 yakuji@pref.shimane.lg.jp

※メールの場合、必ず件名「食品衛生法施行条例の一部改正について」を入力してください。ご意見はメール本文ではなく、提出様式をホームページよりダウンロードしたものにのうえ、添付してください。

7. ご意見の反映・個人情報の取扱い

お寄せいただいたご意見は、十分に検討・考慮して食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を策定します。

ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利、その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。

意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。

8. お問い合わせ先

島根県健康福祉部薬事衛生課 食品衛生グループ

電話 0852-22-6292・6487 FAX 0852-22-6041